

医療機関等光熱費  
高騰対策支援事業  
(追加支給)

Q & A

令和5年12月25日  
山口県健康福祉部医務保険課

# 1 交付対象施設

## 1-1 対象施設①

**Q 対象となる施設の要件があるのか。**

A 病院、有床診療所、無床診療所については、令和6年1月1日時点で保険医療機関の指定を受けている施設が対象となります。

また、施術所については、令和6年1月1日時点で受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けている施設が対象です。

なお、上記の条件を満たした施設で、令和6年1月2日以降に、施設の移転や個人事業主の法人化、受領委任の施術管理者の変更等により再度指定（登録、承諾）を受け直した施設については交付対象となります。

## 1-2 対象施設②

**Q なぜ、保険医療機関の指定や受領委任を取り扱う者として登録（承諾）を受けていないと対象にならないのか。**

A 今回の支援金は、原則として、診療報酬などの公定価格で運営され、光熱費等の急激な物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等を対象としたものであることから、こうした条件を付しているものです。

## 1-3 休止又は廃止した施設

**Q 申請時点で休止又は廃止している施設は対象となるのか。**

A 対象外です。

## 1-4 病床数①

**Q 病床数はいつ時点のものか。**

A 令和6年1月1日時点で、医療法第7条に基づく許可を受けている病床及び同法施行令第3条の3により届出を行っている病床の数です。

## 1-5 病床数②

**Q 令和6年1月1日時点で休床している病床等があるが、支援額の算定対象に加えても良いのか。**

A 令和6年1月1日時点で、病床機能報告において、休棟している病棟の病床及び休床している病床として報告しているものは、支援額算定の対象に含みません。

#### 1-6 有床診療所

**Q 令和6年1月1日時点で入院患者の受け入れを休止しているが、有床診療所として申請してよいのか。**

A 無床診療所として申請してください。

#### 1-7 前回の交付金の申請を行っている場合

**Q 令和5年6月1日から8月31日の間に申請を行い、支援金を受領したが、今回も対象になるのか。**

A 今回の支援金は令和5年度事業の追加分として改めて実施するもので、令和5年6月1日から8月31日までを申請期間として実施した「山口県医療機関等光熱費高騰緊急対策支援金」を受け取られた医療機関等も対象です。

#### 1-8 昨年度の交付金の申請を行っている場合

**Q 令和5年1月10日から2月28日の間に申請を行い、令和4年度「山口県医療機関等光熱費高騰緊急対策支援金」を受領したが、今回も対象になるのか。**

A 令和5年1月10日から2月28日までを申請期間として実施した令和4年度「山口県医療機関等光熱費高騰緊急対策支援金」を受け取られた医療機関等も対象です。

## 2 支援金の申請・交付について

#### 2-1 支援金の交付時期

**Q いつ支援金は交付されるのか。**

A 交付申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね3週間程度で支援金をお支払いする予定です。

申請内容について、確認項目や不備がある場合には、交付までに時間を要する場合があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。

## 2-2 複数施設を開設している法人

**Q 法人として複数の施設を開設しているが、それぞれの施設ごとに申請するのか。**

A 開設者が同じ病院、診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所については、とりまとめて申請してください。

なお、病院、診療所、無床診療所（歯科含む）、施術所以外の施設を開設している場合は、施設に応じた申請先に申請してください。

## 2-3 申請誤り

**Q 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか。**

A 申請時に誤りがないか十分確認していただいた上で、もし申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは、不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

## 2-4 前回の交付金の申請を行っていない場合

**Q 令和5年6月1日から8月31日の間に申請を行っていないが、今回の申請に合わせて申請してよいか。**

A 前回の申請期間は終了していますので、今回の申請に合わせて申請することはできません。

## 2-5 前回の交付金を受領している場合の通帳の写しの添付

**Q 令和5年6月1日から8月31日の間に申請を行った際と同じ口座に振込みを希望する場合に、再度通帳の写しの添付は必要か。**

A 令和5年6月1日から8月31日の間に受付を行った「医療機関等光熱費高騰対策支援金」を受領済みの施設で、同一の口座に振込みを希望される場合、通帳の写しの添付の必要はありません。